

諮問番号：平成28年度諮問第20号

答申番号：平成28年度答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）の非該当理由の具体的な判断における「毎日の定期的な自己導尿および定期的な浣腸の施行」に関して、日常生活に制限がないことと、施行に対して家族の介助がなく本人が賄っているという2点については、事実・現状と異なるから、原処分は違法、不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、嘱託医師の審査、特別児童扶養手当認定診断書及び主治医への照会結果に基づき、次の理由により、原処分を行っており、適正である。

ア 「自己導尿の常時施行」の必要性は認められるものの、「人工肛門・新膀胱」の取扱いに基づいて2級として認定することは困難であること。

イ 「毎日定期的な自己導尿で定期的洗腸の施行」の必要性は認められるものの、主治医への照会結果を加味して考慮すると、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまではいえないこと。

ウ 同診断書の一般状態区分の状況から、一定の障害の状態にあることは認められるが、前記ア及びイに示した判断を含めて総合的に判断した結果、「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないこと。

(2) 審査請求人の前記1の主張については、処分庁としては、同診断書及び主治医への照会結果に基づき、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に照らし合わせて、障害程度に係る支給要件について判断を行っているから、適正である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書及び主治医への照会結果に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 また、審査請求人は、原処分の非該当理由の具体的な判断の部分に関して、事実・現状と異なるから、原処分は違法、不当であると主張するが、医学的・専門的見地から、障害の認定の適正性を確保するために、障害の程度の認定が、同診断書その他の主治医の診断内容によって行われるものである以上、処分庁は、そうした診断内容により、障害の該当・非該当を判断するほかなく、現に、

前記1のとおり、処分庁は、同診断書及び主治医への照会結果に基づいて原処分を行っているから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年12月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係るその他の疾患による障害の程度は、認定基準によれば、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとされており（第16節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、嘱託医師は、原処分の前提としての同診断書に基づく障害判定をいったん保留の上、対象児童の介助の状況に関し主治医に追加で照会し、その回答を得た上で、改めてその医学的・専門的見地から、同診断書の内容及び当該照会結果を総合的に考慮して、判定を非該当としていることが認められる。

かかる嘱託医師の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められず、当該判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて国に照会するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美